

江戸崎地方衛生土木組合第 1 1 期分別収集計画

令和 7 年 6 月



江戸崎地方衛生土木組合
Sanitation and Civil Engineering Association of Edosaki District

目 次

1.	計画策定の意義	1
2.	基本的方向	1
3.	計画期間	1
4.	対象品目	1
5.	各年度における容器包装廃棄物排出量の見込み	1
6.	容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7.	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	2
8.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	3
9.	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める 物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	4
10.	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	4
11.	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	5
12.	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	5

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、当組合を構成する稲敷市・美浦村の人口は減少しており、これに伴い総ごみ量は減少傾向にあるものの、事業系ごみの排出量が増加している状況の中、今後は新たな分別収集の実施やごみ出しマナーの徹底の他、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の啓蒙・啓発を強化しながら、循環型社会の構築を推進して行かなければならない。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していくことを目的に市民、事業者、行政それぞれが一体となって取り組むべき具体的な方策を明らかにするものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民、事業者、行政それぞれが一体となって協力し、ごみ減量化につとめ、リサイクルを促進する。
- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした廃棄物循環型社会づくりを進める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

計画期間令和8年度～令和12年度

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。なお、対象品目以外の資源ごみについても、積極的に分別に取り組むものとする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

			R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	江戸崎地方衛生土木組合		910t	901t	891t	882t	873t
	内訳	稲敷市	651t	643t	637t	632t	623t
		美浦村	259t	258t	253t	250t	250t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルについて考えてもらえるような、ごみ処理施設の見学プログラムを実施しあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果並びに温室効果ガス削減等の環境負荷低減の効果、ごみの適切な出し方等に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。
また、住民の協力度、組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラス類
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器 あって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み(法第8条第2項第4号)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	90t		89t		88t		87t		86t	
主としてアルミ製の容器	59t		58t		57t		56t		55t	
無色のガラス製容器	89t		88t		87t		86t		85t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 89t	(引渡) 0t	(独自処理) 88t	(引渡) 0t	(独自処理) 87t	(引渡) 0t	(独自処理) 86t	(引渡) 0t	(独自処理) 85t
茶色のガラス製容器	124t		123t		122t		121t		120t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 124t	(引渡) 0t	(独自処理) 123t	(引渡) 0t	(独自処理) 122t	(引渡) 0t	(独自処理) 121t	(引渡) 0t	(独自処理) 120t
その他色のガラス製容器	51t		50t		49t		48t		47t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 51t	(引渡) 0t	(独自処理) 50t	(引渡) 0t	(独自処理) 49t	(引渡) 0t	(独自処理) 48t	(引渡) 0t	(独自処理) 47t
主として段ボール製の容器	217t		216t		215t		214t		213t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 217t	(引渡) 0t	(独自処理) 216t	(引渡) 0t	(独自処理) 215t	(引渡) 0t	(独自処理) 214t	(引渡) 0t	(独自処理) 213t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	71t		70t		69t		68t		67t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 71t	(引渡) 0t	(独自処理) 70t	(引渡) 0t	(独自処理) 69t	(引渡) 0t	(独自処理) 68t	(引渡) 0t	(独自処理) 67t
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を補填するためのもの	80t		79t		78t		77t		76t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 80t	(引渡) 0t	(独自処理) 79t	(引渡) 0t	(独自処理) 78t	(引渡) 0t	(独自処理) 77t	(引渡) 0t	(独自処理) 76t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	129t		128t		127t		126t		125t	
	(引渡) 129t	(独自処理) 0t	(引渡) 128t	(独自処理) 0t	(引渡) 127t	(独自処理) 0t	(引渡) 126t	(独自処理) 0t	(引渡) 125t	(独自処理) 0t

※「主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外の物」及び「上記にあるプラスチック容器包装以外のプラスチック製品」にある(独自処理量)には「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」三十三条に記載の再商品化計画の認定分の数量を含めること。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み＝
直前年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
49,990人	49,131人	48,287人	47,457人	46,642人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
-1.72%	-1.72%	-1.72%	-1.72%	-1.72%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
スチール製容器	金属類	委託業者による定期収集	組合施設
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ビン・ガラス類	委託業者による定期収集	組合施設
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	組合施設
紙製の容器包装で段ボール以外のもの	紙製容器包装	委託業者による定期収集	組合施設
ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	組合施設
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

当面は、缶・ガラスびんについては、現在不燃物資源化施設で選別・圧縮・保管し、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルについては圧縮梱包施設で選別・梱包・保管を行っており。プラスチック容器包装については指定保管施設において選別・梱包・保管を委託している。ペットボトルを拠点回収をステーション回収に変更するなど増える資源物に対応するため令和11年度を目途にリサイクルセンターを新設する。

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみ分別検討協議会を継続して設置し、市民や事業者の意見・要望を反映させ、分別収集を円滑かつ効率的に進めていくための推進体制を整備する。

また、毎年度分別収集計画記載事項の実績を確認及び記録し、3年後の計画改定時には、その資料を基に事後評価を行い、適切な分別収集計画の策定やその精度向上を図る。

なお、自治会等の市民団体による集団回収は継続して推進し、補助金交付などの支援を行う。